保護者各位

苫小牧市健康こども部こども育成課

緊急事態宣言延長に伴う家庭保育等のご協力継続について(お願い)

日頃より教育・保育行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、家庭の 保育等にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、保育施設では、保護者の就労など保育が必要なお子様をお預かりする施設であることから、原則開園することが国から示されているため、感染予防に最大限配慮したうえで、継続して開所をお願いしているところです。

しかしながら、全国的に感染拡大が止まらず事態の終息の見通しが立たないことから、 このたび、国は全ての都道府県を対象に緊急事態宣言の期間を延長したところです。

本市といたしましても、子どもの命と健康を守り、そして保護者とその家族、施設職員の皆様を守り、感染拡大を食い止めるために努めるべく、引き続き下記のとおり、保護者の皆さんへ家庭保育等のご協力をお願いする次第です。

各家庭の皆様には、ご負担をお掛けすることとなりますが、何卒ご理解ご協力のほど、 お願い申し上げます。

記

1 家庭での保育について

- (1) 緊急事態宣言の期間中、可能な限り家庭内保育にご協力願います。 なお、保育が必要な方につきましては、引き続き各施設で保育を行います。
- (2) お子さんの体調に一層ご注意いただき、体調が悪い場合は登園を控えてください。
- (3) 手洗いの徹底、定期的な体温測定など、保護者様においても自己管理を徹底していただき、不要不急の外出は自粛願います。
- (4) 家庭保育の要請期間は、4月18日(土)から5月31日(日)までとします。

2 保育料について

家庭保育を要請した期間中に登園しなかった場合に、日割り計算とします。 (登園を控えた理由を問わず、欠席日数に応じて保育料を決定します。)

3 その他

- (1) 万一、利用児童や施設職員に感染者が出た場合には、感染された方の状況により、施設の全部または一部を休園とし、必要な対策を講じることとなります。
- (2) 感染状況等が常に変化しておりますので、今後新たな感染予防対策を行う場合にご協力をお願いすることがあります。

<担当> 健康こども部こども育成課 電話 0144(32)6378